

A別表1 感染予防対応（組織としての対応）の本格実施

項目		対応事項	
施設関係者に感染（疑）者が発生していない時から対応（発生後も継続対応）	業務B① 来所に関するルール	マスク着用	【対職員・利用者家族・取引業者等】 □施設内でのマスク着用を依頼 □入口付近に依頼文を掲示 □入口受付に持参しない方用にマスクを一定数配置
		施設入口でのアルコール使用	【対職員・利用者・利用者家族・委託業者等】 □施設入口・トイレにアルコールを設置 □施設立ち入り前に消毒を依頼 □入口付近に依頼文を掲示 □利用者の消毒をサポート
		公共交通機関による来所禁止	【対職員・利用者家族・取引業者等】 □極力、公共交通機関を使つての来所を制限（バスでの朝夕の混雑時を避けての来所であれば可）
		不要不急の来所禁止	【対利用者家族・取引業者等】 □不要不急の来所を制限
		来所者への施設入口での検温実施	【対利用者家族・委託業者等】 □施設入口に非接触型体温計を設置し、体温を計測する □体温が37度以上の場合は立ち入りを制限。 □入口付近に依頼文を掲示
		体調不良者の立ち入り禁止	【対職員】 □体調不良者の出勤禁止 【利用者家族・委託業者等】 □体調不良者の立ち入りを制限 □入口付近に依頼文を掲示
		ハイリスク職員の出勤制限	【対職員】 □妊婦、慢性疾患等を持つ者の出勤については特段の対策徹底を行う。
	業務B① その他ルール	行政措置による受け入れへの対応	□対象者を一時空間的に隔離し、感染の疑いがないこと確認する。 □感染防護服等の着用
		検温・体調のデイリーチェック	【対職員・職員家族】 □毎朝出勤時の検温と結果記録を記載 □検温結果が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合（喉の痛み、味覚・嗅覚障害等）は上長へ報告する。 □上長は報告に対して以下のとおり対応する。 ・職員本人が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合は出勤停止 ・職員家族が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合の出勤可否は適宜判断する。 【対利用者】 □毎朝検温を実施し、結果を記録する。 □検温結果が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合（喉の痛み、味覚・嗅覚障害等）は上長へ報告する。 □上長は、上記報告に対して以下のとおり対応する。 ・対象者にマスクを装着（していない場合、装着可能な場合） ・空間的隔離の必要性を検討し、可否を判断する。
		業務Dの縮小・休止	□実習生、ボランティアの受け入れ休止 □行事 □不要不急の行事休止 □職員、利用者の不要不急の外出禁止 □外部（近隣施設・取引業者）との不要不急の会議等休止
業務A/C/Dの業務体制の縮小	□最低限の人数で業務を遂行するようシフトを検討		
施設関係者に感染（疑）者が発生した場合の緊急対応	施設内で発症（発症疑い）	情報収集・報告	□施設内で感染（疑）者が出た場合は上長へ速やかに報告 □所長（不在の場合は発見者）は状況に応じ、東近江保健所へ連絡する。
		発症（疑）者にマスクを装着させる（していない場合、装着可能な場合）	□マスク・ゴーグル・手袋等をした者が感染（疑）者に装着させる。
	空間的隔離を実施	□マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、空間的隔離を実施する。（あらかじめ、隔離場所を設定しておく） □利用者が感染（疑）者である場合は、可能な限り担当者を他の利用者とは分ける。 □隔離した居室の換気を行う。（1, 2時間ごとに5～10分） □職員は使い捨て手袋、マスクを着用。必要に応じてフェースガード、ガウンを着用する。 □ケアの開始及び終了時に手洗い及び消毒を行う。 □体温計等の器具は可能な限り、感染（疑）者専用とする。やむを得ず、他の利用者も使用する場合は消毒用エタノールで清拭を行う。	
	施設からの退出	【職員・利用者家族・取引業者等が発症】 □家族に連絡し、迎えに来てもらったうえで施設からの退出を依頼	

		<p>【利用者が発症】</p> <input type="checkbox"/> 家族に連絡を入れ状況報告（状況報告を行い、作業所から退出を依頼）
	施設の一時閉鎖	<input type="checkbox"/> 陽性に備えて、施設閉鎖を検討
	病院に搬送	<input type="checkbox"/> 基本は家族に依頼。家族がどうしても対応できない場合、マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、状況に応じて病院へ搬送。
	消毒	<input type="checkbox"/> マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、感染（疑）者が接触した箇所を中心に消毒を行う。
	濃厚接触者の来所禁止	<input type="checkbox"/> 感染（疑）者等に感染しているか否かの診断結果を確認 <input type="checkbox"/> 感染していた場合、当該者に可能な限り発症前1週間の行動を確認（主に利用者以外。利用者が外泊していた場合はその行動も確認） ※濃厚接触者の特定例 <ul style="list-style-type: none"> ・感染（疑）者と同室、または長時間の接触があった者 ・適切な感染の防護なしに感染（疑）者を診察、看護もしくは介護していた者 ・感染（疑）者の気道分泌液もしくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 <input type="checkbox"/> 上記情報から濃厚接触者を特定する。 <input type="checkbox"/> 濃厚接触者（職員・同家族、利用者家族等）は2週間来所禁止。職員にあつては自宅待機（自宅内隔離）とし、保健所等の指示に従う。 <input type="checkbox"/> 万が一、クラスターが発生した場合には、関係医療機関等の指示を受け、それ以上の感染拡大防止に努める。
	情報開示	<input type="checkbox"/> 感染（疑）者が陽性だった場合、関係者、関係機関に情報伝達 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、玄関等に情報を掲示。
施設外で発症 （発症疑い）	情報収集	<p>【対職員】</p> <input type="checkbox"/> 本人及び家族が感染した場合、所長に報告。 <p>【対利用者家族等】</p> <input type="checkbox"/> 感染者の来所が発症時のいつであったか等の情報を収集
	報告	<input type="checkbox"/> 状況に応じて、自治体・保健所等へ報告
	感染者の来所禁止	<input type="checkbox"/> 発症した日を0日目とし5日間の来所禁止（その時の県の指針に準じて対応）
	消毒	<input type="checkbox"/> 可能な限り、感染者が来所時に接触した場所を特定し消毒。
	濃厚接触者の来所禁止	<input type="checkbox"/> 感染者の行動を確認し、濃厚接触者を特定する。 <input type="checkbox"/> 濃厚接触者は発症した日を0日目とし5日間の来所禁止（その時の県の指針に準じて対応）
	情報開示	<input type="checkbox"/> 状況に応じて、感染者発生情報を関係者、関係機関に伝達。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、玄関等に情報を掲示。